

平成 22 年第 4 回定例
夕張市議会会議録
平成 22 年 12 月 15 日(水曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

第 1 一般質問

◎出席議員 (9 名)

高間 澄子 君
伝里 雅之 君
島田 達彦 君
角田 浩晃 君
山本 勝昭 君
正木 邦明 君
高橋 一太 君
新山 純一 君
加藤 喜和 君

◎欠席議員 (なし)

午前 10 時 30 分 開議

●議長 山本勝昭君 これより平成 22 年第 4 回定例夕張市議会第 2 日目の会議を開きます。

●議長 山本勝昭君 本日の出席議員は 9 名、全員であります。

●議長 山本勝昭君 本日の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により

高間議員

伝里議員

を指名いたします。

●議長 山本勝昭君 この際、事務局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 竹下明洋君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります、

お手元に配付しておりますプリントのとおりであります。

以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 藤倉 肇 君
教育委員会委員長職務代理者

氏家 孝治 君

選挙管理委員会委員長

板谷 努 君

農業委員会会長

山田 昇 君

監査委員 松倉 紀昭 君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

副市長 羽柴 和寛 君

理事 関下 祐二 君

地域再生推進室長

石原 秀二 君

地域再生推進室総括主幹

中港 康裕 君

地域再生推進室総括主幹

芝木 誠二 君

地域再生推進室主幹

高野 瑞洋 君

総務課長 寺江 和俊 君

総務課総括主幹 三浦 護 君

総務課主幹 佐藤 喜樹 君

総務課主幹 近野 正樹 君

総務課主幹 中沢 吉弘 君

建設課長 細川 孝司 君

建設課総括主幹 小林 正典 君

建設課主幹 朝日 敏光 君

建設課主幹 熊谷 修 君

建設課主幹 佐藤 学 君

建設課主幹 成田 裕幸 君

建設課主幹 服部 勝雄 君

建設課主幹 細木 良一 君

建設課主幹 谷川 浩 君

市民課長 天 野 隆 明 君
市民課総括主幹 木 村 卓 也 君
市民課主幹 小 松 政 博 君
市民課主幹兼南支所長
千 葉 葉津乃 君
福祉課長兼福祉事務所長
池 下 充 君
福祉課総括主幹 松 本 賢 司 君
福祉課主幹 濱 中 昌 一 君
出納室長 熊 谷 禎 子 君
消防長兼消防次長
鷲 見 英 夫 君
消防署長 増 井 佳 紀 君
消防本部管理課長
田 中 義 信 君

◎教育委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

教育長 小 林 信 男 君
教育課長 秋 葉 政 博 君
教育課総括主幹 池 田 伸 君
教育課主幹 古 村 賢 一 君
教育課主幹 松 本 邦 由 君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 及 川 憲 仁 君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 朝 日 敏 光 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 及 川 憲 仁 君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 竹 下 明 洋 君
主査 大 島 琢 美 君
主査 辻 一 郎 君

●議長 山本勝昭君 日程に入ります前に、市長より指定管理施設ユーパロの湯について報告したい旨の申し出がありますので、これを許してまいりま

す。

市長。

●市長 藤倉 肇君 ユーパロの湯の営業閉鎖という事態が起きたので、現時点での状況をご報告申し上げます。

昨日、ユーパロの湯指定管理者である菱和興産株式会社が経営上の問題から事業を廃止する旨の張り紙を当該施設に貼りだしたという知らせが市担当者に寄せられました。

指定管理者として営業を続けてきた同社が、市に対して事前に何の前触れもなく、このような張り紙を行ったことはまことに遺憾なことであり、直ちに菱和興産の代表者から事情を把握するよう指示を行ったところでございます。

これを受けて、昨夜、菱和興産の馬場社長が来庁し、市に対しユーパロの湯事業閉鎖に関する報告がなされました。

内容としては、指定管理者として運営を行ってきたが、入場者数の伸び悩みにより収支の改善が見込まれず、特に9月以降大幅な落ち込みがあったことから、電力料金の滞納により電気を止められるとの通告を受け、これ以上の事業継続は困難との判断に至ったということでありました。

このことから、その場において口頭により指定管理の返上の申し出あったところでございます。

市といたしましては、この説明を受け、解雇する従業員に対する必要な措置、市内取引先に対する具体的な説明と対応、利用者に対する施設閉鎖に伴う周知などについて対処を申し入れるとともに、事業継続が困難となったことにより、これから本格的な冬期間を迎えるに当たり、凍結防止などの施設の維持保全を図るため、緊急避難的に必要な措置を講じる検討に入ることとしております。

また、上下水道料金などの滞納等につきましては、今後、菱和興産の会社の整理方針を見定めながら、必要な対応を取ってまいりたいと思っております。

市としては、今後とも関連する情報を収集しながら、具体的な対応が定まり次第、ご報告を行ってま

いりたいと思います。

現時点での状況をご報告申し上げます。

以上。

●議長 山本勝昭君 ただいまの報告について何かご質問ございますか。

よろしいですか。はい、角田議員。

●角田浩晃君 突然のことで、皆さんも含めまして驚いていることとは思いますが、ただいまの報告の中で地域における納品業者も含め、大変困惑しているという話も私の方にもきております。

それよりも第一に、市としては上下水道を含む直接的に会社の内容を把握する材料があったにもかかわらず、突然のという形での今、表現がありましたが、本来は滞納、電気も含め、上下水道も含め、が見られた段階で、もっと早い段階で経営に対するアドバイス、並びに指定管理者として適正かどうかの判断をすべきではなかったのか。その辺のことについては、何か市長の方から、現時点で構いません。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉 肇君 菱和興産につきましては、年に一度の決算報告書を出してもらっています。

あわせてここまでに至る間、ただいま菱和興産で話しております入客数、いわゆる利用者の数が少ない等のいろんな話もありましたが、市としては経営アドバイザー、北海道中小企業総合支援センターの経営アドバイザーによる 2 回にわたる経営分析、指導を行っております。

しかし、こここのところは民間企業でございますから、企業の代表者が市に対しまして経営は維持できる。こういう手法があるんだ。プランはこうある、こうあると、その都度経営プランを示しながら経営の存続、将来性を語るにおいて、市としてはそれを伺い止める以外ありませんが、しかしそうは言っても大事な施設でありますから、そういう公式な場はともとしても、いろいろ菱和興産のユーパロの湯の相談に対してはのってきたところでございます。

●議長 山本勝昭君 角田議員。

●角田浩晃君 今の経緯については、今聞いたと

おりのことで、いろいろな形でフォローしてきたと。

会社である中で、まして関連企業ということで、その中でユーパロの湯をやっているということで、いわゆる本社の方に踏み込んでまでの交渉事は難しかったという事実かと思えます。

あと、このことについてはいわゆる滞納対策をいろいろしている中で、それぞれ夕張市民も含め、全市民を挙げてこの収納対策については力を入れていかなきゃいけない部分ではあったと思えます。

かつて、3 セクである歴史村も含めまして、いわゆるこの上水、下水に関する滞納については都度、大きな額になることについて問題視ということで、常々その辺については事業ができなくなった時点で踏み倒された状況があったわけで、このたびもどんどん重なっていく、累積していく中で、もう少し早い段階での手立て、もう少し早い段階での厳しい行動が必要ではなかったのかという反省。これは、今後また中身を通じた中でしていかなければならないことと思っております。

あともう 1 点、併設する老健施設に対して温泉水を供給している状況にあります。

あそこは温泉付きの施設としての入居者に対するサービス項目に挙げながら営業している施設でありまして、この施設に対する今後の配慮というか、市として取り組むべき状況をお知らせください。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉 肇君 隣接している施設に対する温泉の湯の供給につきましては継続いたしますが、具体的な考えは今、担当の方から説明します。

●議長 山本勝昭君 再生室長。

●地域再生推進室長 石原秀二君 お答えします。

今、市長が申しましたとおり、契約に基づいてやっている老健施設につきましては温泉の供給、これについては継続をしてまいりたいと思います。

それには通電という電気がなければすべてストップしてしまっ、お湯の供給もできないというのが根底にありますので、まず北電の方にですね出向きまして、それらをまず契約等の問題、この手続きを

した上でですね、施設のほうに改めてお話をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

●議長 山本勝昭君 角田議員。

●角田浩晃君 適切に処置してあげることはやっぱり義務だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますが、結果として長きにわたり経営状況が悪い中で業を進めてきたと。市も、その辺の内容についてはある程度把握していた状況にありました。あると思ひております。

その中で、今、直接的に問題なのは、そこに地元業者が多々入っているということ。やはり大きな施設でありますから、売上げ的にもウエイト的にもかなりの部分の中で、地元の業者もそこに頼って物を入れてきたという。

その中で、このような事態に陥ったときに、彼らの、その方々の今後についても大変危惧するところにありますし、行政に対してもどうしてそこまで放ったいたのという、やはりそういう思ひは拭えないと思ひます。

先ほど市長の中にありましたとおひ、従業員並びに納入業者についていろいろとその対応についても今後考えていくということでもありますので、その辺も含めてやはり大事なことだと思ひますので、これから今、まったく情報が少ない中ですので、今日の私の質問はここまでといたしますが、方向性としてそれらの被害を受けられた方々の対応についてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

●議長 山本勝昭君 はい、市長。

●市長 藤倉 肇君 あえてもう一言申し上げます。

ただいま角田議員がご指摘されたとおひでございまして、今般、解雇する、言葉がちよつと適切じゃありませんけど、勤めてられる従業員の皆さんに対する必要な処置。それから、市内の特に取引先に対する具体的な対応。これについては、市としても

菱和興産側に強く要請をしまひたい。

あわせて、蛇足ですが、市民の皆さんも心配されると思ひますが、ユーパロの湯が一つの企業がうまくいかなかった。またうまくいかなかった。いったいどうなんだろうかと。大変、市民の皆さんもご心配の旨があると思ひます。

ここでやはり、今回のこのことを整理すると同時に、ユーパロの湯がそのものの夕張に、あそこに存続して企業展開、営業展開やっていくということに対してどういうことなのかと。いわば、例えば入ってくるお客が少ないということをおっしゃっておりますけども、夕張以外のそういう同様な施設とあわせて現状は一体どうなんだろうかと。これはやはり経営する企業側が主でありますけども、行政としてもあの立地条件とそのものについて少しやっぱり考えるべきでなきやいけないなというふうに私も思ひております。

もちろん、議員の皆様はじめ市民の皆様にも今後のあそこの存続についてどうあるべきかについての意見も伺うときにきていますと、このように思ひております。

以上。

●議長 山本勝昭君 角田議員。

●角田浩晃君 大変具体的なご答弁いただきましたので、関連してこのたびはいわゆる関連企業と、前のシルバーリボンさんもそうだったんですが、本体企業があり、そしてユーパロの湯という形で営業されていた。

本体の業績の不振をユーパロの湯で補ったものなのか、ユーパロの湯そのものの収支が合わないものなのか。今、市長の言われるとおひに、一度しっかりと精査をした上で、存続も含めて考えていかなきゃならないと思ひますので、その辺も含めて今後対応していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

●議長 山本勝昭君 ほかに質問ありませんか。

はい、加藤議員。

●加藤喜和君 急な行動というのか、本来は指定

管理ですから行政の方に事前に相談があって、どう対応するかということが事前にあるべきだというふうに思いますので、市長が大変遺憾なことだということとは私どもも含めて、市民も含めて皆さんが思うことではないかというふうに思います。その辺では大変憤りを感じるわけであります。

それで、先ほど老健施設の話がありましたのでお聞きしました。緊急避難的な措置を取らなければならないということがそれに通ずるのかなというふうに思っていました。電気が止められるということですから、それをどうしていかなきゃならないというか、本来、老健施設のお湯を送るというのは、これは菱和との契約ではなくて、市が中に入って設置時点からの約束事でありますから、それを止めるということは市としてはするわけにはいかない。そういう面では、緊急避難的にその操作ですとか電源の確保だとかというのは当然、緊急的にやらなきゃならないことだと思うので、私の方からもぜひそのことを、施設に入っている方がですね温泉に入るのを楽しみにしているわけですから、そのことはぜひ対応を早急をお願いしたいというふうに思います。

それで、先ほど返上の申し出があったというふうにお聞きしたんですけども、協定書からすると本来返上の申し出というのは3カ月前に行わなければならない。それだけ切羽詰った状況だったということではないかと思うんですが、そういうことであって本来この契約にある経営状況の悪化等で管理業務を行うことが不可能となったという現時点であるとすれば、私は逆に言うと指定管理の取消しを市がすべきではないかと。それは日付けがどうなるか、向こうが申し出があるかどうかは別として、本来的に言うと事前にまったくの相談がない、誠意のない状況の中で、やはりきちっと行政側が明確にそのことをして、今後緊急避難的に行う経費も、これは損害賠償に値するんだと思いますし、市の方もそのつもりでおられるとは思いますが、そういう意味できちっとした対応をしていただいて、その処置の方法についても明確に相手方に申し入れるべきでは

ないかというふうに思いますので、それは取り消しをするのか、返上が先かというのは別問題として、現実もう対応できないというのは今お聞きしましたので、理解せざるを得ないというふうに思います。

それで、先ほど市長の方からも温泉そのものの経営がこれどなたがやってもできないのであれば、今後どうするかということも、これはやはり市長、今、言われたとおり、私的にも今までの状況でいくとすると、存在することが必要なかどうかということも考えていかなきゃならないのかなと、そんなふうに思っています。

先ほど言いました、まづもって老健施設にお湯を送るということをもまず第一義に考えていただきながら進めていただきたいと思います。

それで、これおそらく今後、経過がいろいろ出てくると思いますので、ぜひとも早急に状況がわかり次第、対応策も含めて協議の場が必要ではないかというふうに思いますので、今の段階でなかなか結論の出る問題ではないと思いますし、あえて先いろんな問題があると思いますので、ぜひとも早急に常任委員会等開いていただく中で経過報告いただきながらぜひ協議を進めていただきたいと思いますなど、そんなふうに思います。

●議長 山本勝昭君 よろしいですか。

そのほか。はい、高橋議員。

●高橋一太君 今それぞれ、角田議員の方からも経営面の状況ですとかあるいは納入業者の対応の面におきましてですね質問が出ておりましたから、私はちょっと違った角度からお聞きをさせていただきたいと思いますが、今回こういう状況で突然のことです。非常に市の方も私どもも困惑している状況でございます。

その中で、すでに私のほうにですらですね、今日の朝の時点で2件というか2団体といいたまいますか、連絡が入っているんですけども、すでに年末年始において宴会ですとかそういう予約も入れているところが当然でございます。

そういったところの対応面も含めて、これもやっ

ぱり早急にどういう対応面をしていかなければいけないのか。それは当然、キャンセルも含めてしていかなきゃいけないんでしょうけれども、それは一体どこが責任を持ってやるのかも含めて、これらもやっぱり菱和の方も今、非常に様々なことで困惑している状況でしょうし、市の方もそれをすべきかどうかも含めてということになるんでしょうけれども、ただここはですね、緊急を要するというのでいきますと、経営面を任せていたからということではなくて、市も何らかの形でやっぱりここは責任ある立場としてはきちんと関与していかなければいけない部分も出てくるのではないかなとは思いますが、この辺の対応面を含めて、当面する年末年始の対応面含めてどうお考えなのか、ちょっとその部分をお聞かせいただければと思うんですが。

●議長 山本勝昭君 高橋議員ね、これ行政側としての対応というのは、業者に対してどのように対応されるということですか。

行政として、顧客に対する対応というのはなかなか難しいと思うんですね。

はい、高橋議員。

●高橋一太君 今、議長おっしゃったとおりなんですけれども、このあたりも当然菱和さんの方に伝えなきゃいけない部分。当然、やっぱりその辺がどう対応していかなきゃいけないかということは、これはやはりそのままということにはならないと思うんですね。

ですから、いずれにしてもこれは状況把握している状況の中でですね、そんな状態ではないと言われたらそれまでなのかもしれないんですけども、大事な部分だと思うんですね。

ですから、こういった部分は早急に手を打つべき部分は手を打つなりをして、これは双方の中でどちらが伝えるとかそういう問題になるのかもしれませんが、この辺はきちんと伝えるべきところは伝えながら、確認をし合う場所は必要になってくるのかなと思うんですけども、そういった観点でお聞かせいただきたいと思います。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉 肇君 大変ご心配な旨は私も一緒でございますけども、冒頭申し上げましたように民間企業の経営によるところの今回の事態でございますので、そうはいっても市としては、先ほど言いましたように雇用されている市民の問題。それから取引先。それから、一般のお客様。このことに迷惑をかけることは何としてもこれは防げねばいかん。

そういう意味で、菱和興産側に対して誠意ある対応を、具体的な対応策を、誠意ある対応策を示してくれと、こういう要請をしていかなきゃいかん。

しかし、今ここでじゃあどういう要請をするのかというのは、ちょっと今、昨日の今日でありますので、基本的には今申し上げましたように市民や取引先に迷惑のかからないような、誠意ある具体的な対応策を示せと、こういうようなことで推進していきたいと思っております。

●議長 山本勝昭君 高橋議員。

●高橋一太君 いずれにしても、その辺はきちんと協議を進めていっていただく中でですね、今おっしゃったとおり迷惑のかからないような形の中でお客様の方に、きちんとそれは菱和さんに対しても市の方からもきちんと伝えるべきところは伝えていきながら、気になるところは当面かかる早急な対応の部分については、先ほどの納入業者の問題もそうですけれども、やはりそこにはすでに予約を入れているお客さんの対応というのもこれまた同時進行でやっていかなければいけないと思いますので、その辺はひとつ対応面よろしくお願いします。

それと今、加藤議員からも出ていましたけれども、いずれにしても今そういった意味ではあまりにも突如な状況でありますから、市の方としても様々な部分で情報収集に向けていろいろとされていることだと思います。

そういう中では、私もこれ引き続きやっぱり、その都度その都度の状況を把握していくためにも、ぜひともやはり常任委員会等の中においてその都度その都度の状況を双方やはり理解していくことが必要

だと思しますので、早急な対応も非常にご苦労されると思いますが、委員会においてもですねいろんな意味で今後議論を深めていかなければいけない大きな課題だと思しますので、そういった部分で要望しておきますので、よろしく願いをいたします。

●議長 山本勝昭君 ほかに。はい、新山議員。

●新山純一君 突然のことです、なかなか答弁は難しいと思いますが、先ほど市長も今のユーパロの湯において今後の問題話してましたけれども、私その辺にもやっぱりひとつ心配なのは、第 3 セクターが破綻をし、それからシルバーリボン、それと今の菱和と、こうきているわけですが、いずれも経営がおもわしくないということで撤退をしていく。

今後、この温泉を維持するためには非常な見極めが必要ではないかと。ただし、今後もあのユーパロの湯を存続するならば、指定管理をまた募集をしなければならぬ。

しかしながら、この状況で本当に来てくれるのか。来てくれるまで、じゃ半年でも待つのか。しかし、その間の維持管理費が、これ市が負担になるわけですよ。相当な負担になると思うんです。へたすると、計画変更までいかなきゃならないかもわからない。

その辺の状況をですね、なかなか今すぐわからないと思いますが、私どもも市民もその辺検討材料として、早急にその辺の問題点を出してもらいたい。数字的にも詳しいことはないにしても、今、早急にその問題をやっておかなければですね、あとあと困るんじゃないか。もし万が一半年以上も延びたときに、まだまだ指定管理者制度を募集しますと言ったときに、その問題が尾を引いてくるんじゃないか。

それと、やはりそういう問題クリアしてても、今回もそうですけれども、上下水道の滞納問題。じゃこれ取れるのか。前回の問題もそうですけれども、今、滞納がかなりあります。

そういうことからいくと、市民にこれ負担かかっ

てくるわけですよ。

ですから、さっき市長も言いましたように、見極めをどこでどうするのか、やはり我々議会も市民もその判断材料として、早急にその問題点、確信を示してもらいたいと思いますが、いかがでしょう。

●議長 山本勝昭君 新山議員ね、議員の皆さんにもお話ししますが、この問題、行政側も急きょ出た問題で、なかなかここで全部は答弁し切れない部分があると思います。

それで、先ほど加藤議員、それから高橋議員からも出ていますが、早急に常任委員会を開催する中で、この問題はの中で結論出せる問題でないで、それでまた議論してまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それじゃ、私の方からも市長に申し上げますけれども、今いろいろな疑問点も議員持ってますけれども、行政側も今ここでもってすぐ答弁できない問題だと思いますので、早急に常任委員会、常任委員長ともまた諮りますけれども、常任委員会を早急に開催する中でこの問題議論してまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「そのようにいたします」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

はい、ではそのように取り進めますので、よろしく願いいたします。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で終わります。

●議長 山本勝昭君 それでは、本日の日程はお手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 山本勝昭君 日程第 1、これより、昨日

に引き続き一般質問を行います。

本日の質問者は、正木議員、角田議員であります。

それでは、正木議員の質問を許します。

正木議員。

●正木邦明君　それでは通告に従い、一般質問をさせていただきます。夕張市の人事行政についてお伺いいたします。

最初に、夕張市の行政推進に当たり、市長はじめ市職員の皆様のご労苦に対し敬意を表わすものでございます。

それでは、さっそく私の質問をさせていただきます。

市職員の採用に当たり、職員任用規程では他の市町村に例を見ない、職員任用試験委員会の委員の中に市職労の代表を加えることになっており、この規定に則り、採用面接試験の都度、市職労の代表者数名がメンバーに入っております。

私は、市職員の健康管理等の福利厚生面での委員会に、労働者側の代表として市職労の代表者を参加させることは、職場の労働環境条件の改善等には必要とは思いますが、職員採用の際には特に必要はないのではないかと考えます。

試験委員会で公正な視点を担保するために、一定程度の委員会のメンバーが必要であれば、課長職の委員を追加することで解決できると考えます。

そこで市長の見解をお伺いしますが、今後も試験委員会の委員に市職労の代表者を入れるのか入れないのか、その理由も含めて答弁お願いいたします。

●議長 山本勝昭君　市長。

●市長 藤倉 肇君　正木議員のご質問にお答えをいたします。

市職員の任用に当たり、試験委員会の委員構成に市職労代表者が入っていることについてのご質問ですが、まず、職員の任用については地方公務員法に基づき競争試験によって行うものであり、夕張市職員任用規程第 3 条及び第 4 条にもその旨を明記しているところであります。

また、同規程の第 5 条には、当該試験機関として

職員任用試験委員会を設置することとしており、その委員会構成について第 6 条でも定めているところでございます。

職員の任用の定義については、新たに職員に任命を行う採用と、職員を現に任命されている職よりも上位の職に任命し昇任させることとしておりますが、ご質問の内容はこのうち職員採用における試験委員会の役割りと構成についてのものと思われまので、その点に沿って申し上げたいと思います。

職員採用については、資格を要する専門技術職の採用を除いては一般教養等に関する筆記試験を実施し、その採点において成績上位者の選考を行い、その中から面接試験を実施し、採用候補者を決定していく手順を行っております。

一次において筆記試験をパスしていることを踏まえ、二次試験と位置付ける面接試験では公務員としての適応能力があるか否や、あるいは人柄や性格などを把握するとともに、集団の中における協調性の有無を適正に評価することを目的としているところであります。

この場合、職場環境の向上や職員の福利厚生分野の視点を持って選考を行うことも必要であることから、管理職のほか、職員の代表として市職労代表を委員の一員としているところであります。

試験委員会の構成は市長の責任において組織するものであり、最終的には試験委員会として取りまとめた試験結果を任命権者である市長が判断し、合格を決定していくものです。したがって、任命権者の責任においてこれらの手順が適正に行われなければならないことは言うまでもありません。

面接試験においては、限られた時間の中で受験者一人ひとりについて多角的な視点から評価を行わなければならないなりません。

そうした委員会としての機能を高めるために、職員組合の代表として面接試験に携わっていることをご理解いただきたいと思います。

市民の行政に対するニーズが多様化している現代、あるいはこの間議論を行ってきたように、市の行政

執行体制の確保が喫緊の課題となっている現在、市職員の果たすべき役割や資質というものが大きな市民的な関心となっていることを踏まえ、職員の採用に当たっても市民の期待を裏切らないように、私としては今後も競争試験の原則をはじめとする任用規程を遵守し、優秀かつバイタリティのあふれる職員を選考していくよう努めてまいりたいと思っております。

以上。

●議長 山本勝昭君 正木議員。

●正木邦明君 あれですか、市長個人では見解として市職労が入るということは必要だということ。そういう気持ちなんですか。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉 肇君 ちょっと難しい質問。

個人というか、私は採用時、任命権者です。市長が任命をするんです。

そういう私の立場として、ただいま申し上げましたように職場環境の向上や職員の福利厚生、もろもろ考えたときに、多方面からやはり面接等において人物を、ふさわしい人物なのか、今言いましたように協調性があるのか、もろもろ見るためにはそういう委員会の中に、私は今の市職労という立場で入って、管理職と一緒に人物的な面接に応じていくということについては、私はこれを今、是としていところでございます。

●議長 山本勝昭君 正木議員。

●正木邦明君 いろいろな考えもあるでしょうけども、近隣の美唄、小樽、苫小牧、岩見沢、旭川のいろいろ資料いただきました。

そういう中で見ると、やっぱり副市长なりそういう方、また教育委員長なりそういう方がいろいろ出席されて、市職労と謳っているのは悲しいかな夕張市だけなんですよ。

ですから、組合本来の仕事は先ほど申したとおり、福利厚生面とか職員のそういう健康面とかのいろいろそういうお話し合いは大事でしょうけども、若い職員が夕張市役所の試験を受けて採用されるときに

当たりそういう、職員の皆さん立派、市職労の方も立派な方でございましょうが、間違っような人選された場合、私はいかがなものかなと思う次第でございます。

そういう中でもって・・・。

●議長 山本勝昭君 正木議員、今の発言で間違っったというのはちょっと問題ありますので、議事録訂正するんだったら訂正してください。

●正木邦明君 はい、訂正いたします。

そういう中で、若い職員を採用するに当たり、そういう管理職の、課長職による、この中から市長が指定する者ということの文言を謳っておりますが、課長職を増やすなり、そういう形でもっての人選、面接試験等はできないものなののでしょうか、もう一度お伺いいたします。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉 肇君 ただいま、他市町村の例も出されてございますけれども、先ほどから申し上げましたように、それぞれ各自自治体の中で事情、また自治体の中でどういうことを採用とするのか。

私は今、この夕張の中で、ちょっと反問、質問じゃありませんけども、正木議員の質問の趣旨が私はよくわからないんですけども、今、市職労の人間を委員に入れることの是非の中で何か不都合とか。

私は、正木議員が心配されている公平かつという意味においては、ただいま申し上げましたように逆に管理職だけじゃなくて、市職労の中で今言いました共に働く者の中でのそういう環境問題とか福利厚生とか、いろんなことのやっている分野からやはりそういう人物を見定めるといことは、私は逆に、私としてはプラスであるというふう到现在、認識しておりますが。

●議長 山本勝昭君 正木議員。

●正木邦明君 そういう中で今、申したとおり、福利厚生を私はそういう意味では職員のそういう健康管理、いろいろな面では必要と私も思います。

ですけども、職員を採用するに当たっては市職労の代表というのは私は省いたほうがいいのじゃない

かと。そういう中で、課長職なり教育、専門職であればその課の課長職が入ると、そういうお話でございいますが、そういう方を増やしたほうが私はいいんでないかと思っているんですが、市長の。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉 肇君 ありがとうございます。

適正公平な任用制度、これをやっぱりやるのが市長の責務でありますから、今おっしゃられました正木議員の考え方もやはりそういうご意見もありやと思います。

したがいまして、正木議員の意見をご意見として拝聴しますが、任命権者である私としましては、今現在の方法を是として執り行います。

●議長 山本勝昭君 総務課長。

●総務課長 寺江和俊君 確認のために、私からもご説明をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど市長の答弁にもございましたとおり、夕張市職員任用規程の第 6 条におきまして、当該試験委員会の委員構成について明記がなされております。

第 6 条第 1 項第 1 号は副市長ということで、第 2 号の中で課長及びこれに準ずる者の中から市長が指定する者、これが試験委員会の委員として市長が指定する者ということで謳っております。

で、正木議員の再質問の中で他の管理職を増やすなりというご指摘がございました。

確認のためにご説明をいたしますが、専門職の採用に当たってはその専門分野における課長職の試験官としての試験委員への参加をしております。

また、それ以外の一般事務職の採用に当たっても他の課長等が入って面接を行っているという現状にございますので、この 6 条で定めている委員会の委員については、その採用する職種によって市長が任命を行いながら試験委員会を組織をしているということでご理解を賜りたいというふうに思います。

●議長 山本勝昭君 正木議員。

●正木邦明君 そしてですね、もうひとつじゃちょっと、これ市職労代表って人数的なことは書いて

いない。

第 6 条では、1 番に副市長、カッコ 2 の中では課長及びこれに準ずる者の中から市長が指定する者。そして、カッコ 3 が市職労代表となっている。

これは、人数的には何人なんですか。

●議長 山本勝昭君 総務課長。

●総務課長 寺江和俊君 市職労の代表は 2 名でございます。

●議長 山本勝昭君 はい、正木議員。

●正木邦明君 先日の委員会では 3 名と私伺って、副市長、管理職 3 対 2 じゃおかしいんでないのかなと思ってて、再度聞いたわけで、これ 2 名なんですか。

●議長 山本勝昭君 総務課長。

●総務課長 寺江和俊君 過去には 3 名の時代がございました。

現在は 2 名でございます。

●議長 山本勝昭君 正木議員。

●正木邦明君 それじゃ、管理職と副市長と 2、して市職労が 2 であれば、同数になったときの場合の選考基準というのはどのように判断される。

●議長 山本勝昭君 総務課長。

●総務課長 寺江和俊君 先ほどもご答弁申し上げましたが、そのほかに職種に応じて 2 名から 3 名程度の委員を入れております。

そういうことでご理解を賜りたいと思います。

●議長 山本勝昭君 正木議員、ちょっと質問整理しますけどもね、先ほど市長に問うている質問としては、他の市町村と比べると夕張市は組合が入っているよと。

それを市長は改める気持ちがあるのかどうかという質問だったのですか。

〔「はい、そうです」と呼ぶ者あり〕

そこら辺を市長に答えてもらえばよろしいんですか。質問をちゃんと整理してください。

そこら辺質問を整理して、もう 1 回質問してください。

はい、正木議員。

●正木邦明君 市長ですね、夕張市のそういう中でもっての今後の対応として、もう一度すみません、聞きますが、市長があくまでも規程にございます市長の判断で変えることができると思いますが、市長の考えをお聞きしたいと思います。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉 肇君 私のことは、先ほどから現状を是とするという言い方をしました。ちょっとお聞き取りいただけない。

是とするということは、現状を肯定しています。これで私、したいと言っております。

●議長 山本勝昭君 正木議員。

●正木邦明君 いろいろお話聞くと、近隣の市町村にあわせるような、そういう形でもって何でもやりたい、やりたいという過去のそういうお話を聞いている中で、三笠も美唄も小樽も、苫小牧、岩見沢、旭川と資料を集めました。

そういう中でもって、市職労が入っているというのは夕張だけなんですけども、市長はそれをそのまま認めるということで、そういう判断ですか。

●議長 山本勝昭君 ちょっと、質問、答弁含めてちょっと整理します。

ちょっと時間とりますので。

再開します。

正木議員。

●正木邦明君 わかりました。

そういう中でもってですね、私の気持ちとしてはいろいろほかの市町村の例えもありますので、これから若い市の職員を採用するに当たりましていろいろご苦労されると思いますが、よろしく、私の意見も少し酌んでいただいてやっていただきたいことを要望として終わります。

大変どうもありがとうございました。

●議長 山本勝昭君 正木議員、要望でよろしいんですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

はい、じゃあそういうことでお願いいたします。

以上で、正木議員の質問を終わります。

次に、角田議員の質問を許します。

角田議員。

●角田浩晃君 それでは、お願いいたします。

通告に従い、一般質問をいたします。

今月の9日に夕張商工会議所主催の夕張経済振興会議におきまして、北海道が中心となって石狩炭田地域、特に夕張での炭層メタンガスの採掘の可能性について研究が進められているとの報告がありました。

報告によれば、夕張は炭層メタンガスの埋蔵量において、また、ガスの抽出のしやすさにおいても実用化に向けて優位な条件にある地域と位置付けられているという内容でした。

本市は、石炭のまちとして昭和35年に11万6,000人の人口をピークに、たび重なる炭鉱事故と国のエネルギー政策の転換により衰退し、三菱南大夕張炭鉱の閉山を最後に、石炭のまちとしての歴史にピリオドを打つこととなりました。

その後20年もの間、地域資源である石炭を活用できずに今日を迎えております。

このたびの炭層メタンガスの採掘に関する研究結果は、地域資源である石炭をこれまでとは違う形で活用できるチャンスであり、地域振興の観点からも大きなものと考えます。

そこで、本市の取り組み方針をお伺いいたします。

次に、炭層メタンガスの実用化に向けた取り組みがされたとき、その活用方法については十分な検討をする必要があると考えます。

限りある資源であることから、単にパイプライン等により都市地域へのエネルギー供給源としてではなく、環境に負荷をかけないクリーンなエネルギーの特性を生かした企業誘致に結び付ける活用。また、市内にある企業のエネルギー源としての活用等、地域振興に最大限の効力を発揮する方策の検討が重要と考えますが、その活用方法について本市のお考えをお伺いいたします。

最後に、具体的な炭層メタンガス計画が出された場合、本市の保有する石炭採掘権との整合性につい

てお伺いいたします。

以上、3 点にわたりご答弁よろしくお願ひいたします。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉 肇君 角田議員のご質問にお答えをいたします。

地域資源を活用した振興策についてであります。昨年度において北海道をはじめ、研究機関、旧産炭地自治体代表、関係企業などにより石炭資源の現状やその活用について研究する石炭問題勉強会が開催されており、今年度においてもその発展型として石炭資源と他の地域エネルギーを組み合わせた地産地消型エネルギーの供給の検討と、地域資源の有効活用を目的とした石炭資源有効活用研究会を発足し、本市においても当該研究会のメンバーとして参加をしているところであります。

研究会の検討テーマの一つとして挙げられている炭層メタンガスは、地中の石炭層に存在する石炭に付着した天然ガスであり、アメリカ、オーストラリア、中国などで活用が進められている非在来型の天然資源であります。これまで日本においてはあまり利用されておらず、その有効性について検討がなされているところでございます。

研究会において、石狩炭田に属する夕張地区が炭層メタンの採掘適地のひとつとして有望視されている旨報告があったところであり、本市としても地元資源の有効活用と地域振興の観点から、今後、市内経済界をはじめとする関係者による勉強会を開催し、炭層メタンに関する理解を求めるとともに、その活用について検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、議員のご指摘のとおり、炭層メタンを含む天然ガスの燃焼時の二酸化炭素排出量は石油より 2 割、石炭よりも 4 割少ないと言われていたことから、環境に優しいエネルギーとして、国を挙げて推進している二酸化炭素排出削減の方向性とも合致しております。

今後、活用案を検討する上でも、地元企業におけ

る活用や企業誘致への応用など、地域から産出されるクリーンなエネルギーをどのようにして地域で使っていくか、いわゆるエネルギーの地産地消費という観点で検討できれば一層の地域振興につながるのではないかと考えております。

最後に、本市における石炭採掘権とのかかわりについてでございますが、本市は鉱業法における鉱業権、石炭採掘権を乱開発の防止や地域資源の確保を理由として、旧北炭夕張炭鉱株式会社、三菱マテリアル株式会社等、計 4 社から 48 鉱区分を譲り受けております。

鉱業法第 62 条において、鉱業権者は鉱業権の設定または移転の登録があった日から 6 カ月以内の事業着手が義務付けられているものでありますが、現在、本市が置かれている状況等を鑑み、経済産業局長宛てに事業着手の延期を 2 年ごとに申請し、その都度認可を受けているところであります。

鉱業法において、異なる 2 種の鉱物であれば、同一区域に重複して鉱業権を設定することが可能であることから、今後、民間業者による炭層メタン採掘が計画され、本市所有の石炭鉱区と同一区域に鉱区が出願される場合も想定されます。

この場合、法に基づき石炭採掘権者である本市の意見聴取も行われるところであり、現在、本市においても具体的な石炭採掘計画がないことや、炭層メタン採掘計画の内容、その将来性も総合的に考慮し、適切に判断してまいりたいと思っているところでございます。

以上。

●議長 山本勝昭君 角田議員。

●角田浩晃君 今ご答弁いただいて、流れについてはまだ研究段階ということがまずひとつ。

ただ、今、夕張の置かれている状況は人口減と高齢化。この中で、起爆になる基幹産業を補佐するには大変明るい話題と、私は考えております。

その中で、大事なことはその今、研究されている内容をまずよく把握することだと思います。その中で、今、経済界というお話をいただきましたが、経

済界に限らず、市民全体がこの事業について知識を深める、これは大変重要なことと思います。

その上で、石炭のまちの夕張がその石炭を基とするガスの中で、本当の意味合いでの体制をしていくための足がかりとして、市民要望が高まった折には私は市長を中心に積極的に国に対して、資源エネルギー庁に対してでも声をあげ、その中で安定したエネルギー供給と、クリーンである環境に優しいエネルギーの地場で採取できるという最大のメリットを主張すべきだと思っております。

今、食糧とこの資源については、世界中がこの資源を奪い合い、戦争も起きるような状況になっております。

日本においても海底油田等の、ガスも含め、いわゆる近隣の国との大変難しい関係の中で今、海底油田も含めて着手しようとしております。

これはやはり、世界の動向も含め、近隣の国々の考え方も含め、大変不安定な場所にそれらを投ずるということであれば、日本国内で、しかもかつてエネルギーの中心となっていた石炭を基として、これらの技術がさらに進むように、市長の方からもまちを挙げて声をあげていくべきだと思います。

その中で、メリット、デメリットをよく精査した上で、やはり夕張の置かれている状況、そして地下に眠っている財産を市民のために活用するという強い姿勢を持って、私は市長に取り組んでいただきたい、そう思っております。

次に採掘権の話であります。今、市長は言われたとおり、持っているのは夕張市ということであり、これらの事業がどのような展開になった場合でも、直接その事業者と夕張市がかかわった中で採掘権との整合性を取っていくということであり、

その中で、このガス化に向けた勉強を深めていく中ですね、最終的にこれからも露頭炭をはじめ石炭を掘る事業をするのか、また、このガスに向けた事業に転換しながら業を進めていくのか、方向性がやはり必要かと思っております。

その上での勉強も大変重要とは思いますが、現状

における石炭の国内の扱いを見た場合に、これからも石炭を掘るということをするその意義、そしてその権利を持ち続けることの意義も含めて方向性が大事だと思いますので、その辺も答弁よろしくお願いいたします。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉 肇君 ただいま角田議員のご意見ありましたように、この炭層メタンというのは本当にクリーンエネルギーで、石油よりも 2 割、石炭よりも 4 割も二酸化炭素の排出量が少ないという、そういうものでありますから、これは将来にとって非常に有望な資源だと。その資源が夕張市に眠っている。

石狩炭田の中で非常に夕張が有望だという、そういう調査結果も出ているわけですから、ただいまお話のようにこの炭層エネルギーをやっぴり夕張の企業の活性化、また企業誘致する唯一の好条件として私はやっぴり生かしていかなきゃいかん。

そういう意味で、ただいま国、道が進めているこの勉強会、この中で本市における状況をよく踏まえながら、企業誘致の方向に向けて、また実現に向けてこれは進めていきたいと、このように思っております。

それと、2 点目の石炭なのかガスなのか。これも非常に難しいところにある。

今の状況では、国の方は石炭はコストが高いので、夕張の石炭を掘るというのはなかなか時間がかかることで、実現が非常に難しいという、そういうことも私は国へ行きまして石炭課の課長と話をしたりしまして、その難しさ、難しいというのはコストが高いということですね。

そういうことありますけども、しかし市としてやっぴり採掘権持っていますから、ただいま言いましたように同一鉱区の中で採掘権を持っている夕張と、それから炭層メタンを持つそういう採掘権者が出てくる、いろんなことが今後あると思います。

しかし、私はやはり夕張としては石炭採掘権持っていますから、持つことのプラスと、ただいまおっし

やったように持つことのマイナスもあるわけですよ。これ、じっと採掘権持っている意図はそこに生ずるいろんな、自然の環境の変化とか事故とか問題あります。

しかし、そういうことの中で掘るといふ、あるいはいつまでも持ち続けるのかと、そういうことがあります。持てばずっとただで、何十年持っているというものじゃありませんから。

そこのところで、その石炭採掘権と今言う炭層ガス、これとの整合性といいますかね、これはやはり難しい。こっちもう石炭採掘権いりませんと。じゃこれ持っていることによって、この炭層ガスにとってのこれまた夕張、有利な立場になれることもあり得るでしょうし、ここのところはよく勉強しないといかんと、このように思ってます。

いずれにしても、今、答弁なるでしょうか、炭層エネルギーといういいものが夕張にとってプラスの明るい材料となるように、積極的にその研究と夕張に対する誘致、これについて動いていきたい、このように思っております。

●議長 山本勝昭君 角田議員。

●角田浩晃君 市長から今ですね、積極的に取り組んでいくということのご答弁をいただきましたので、私としては満足でございます。

それですね、今、石炭を掘るのかガスをとということの選択肢があったと思いますが、私のこれは意見でございますが、20年間閉山した後何も手付かずにここまで来たというこの経緯を踏まえて、やはり私はこのガス化に向けた方向に積極的に取り組むべきだし、大きな声を出していくべきだと私は思っておりますので、その辺も含めまして今後とよろしくお願いいたします。

これで終わります。

●議長 山本勝昭君 以上で、角田議員の質問を終わります。

以上で、通告されました質問は全部終了いたしましたので、日程第 1、一般質問はこれをもって終結いたします。

●議長 山本勝昭君 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

今日は、これをもって散会いたします。
ご苦労さまでした。

午前 11 時 31 分 散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 山 本 勝 昭

夕張市議会 議 員 高 間 澄 子

夕張市議会 議 員 伝 里 雅 之